

平成 31 年第 1 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 25 日 (金)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			

5. 欠席委員 (0 人)

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 転用許可不要案件届出について

農用地使用貸借の合意解約について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 31 年西海市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 19 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定

する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、7番：岸本委員、8番：知念委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。ここで資料の修正をお願いします。申請書類の差し替えがあり建築面積について、67.07㎡を67.49㎡に修正をお願いします。説明に入ります。所在が大島町字墓ノ下、の畑・計1筆・589㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在、借家に居住しているが、手狭であるため、自宅を勤務地の近隣に新築したいとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造瓦葺2階建、住宅1F67.49㎡、2F43.88㎡、計111.37㎡（67.49㎡の建築面積の物件）の住宅を建築する内容となっています。申請地の面積が589㎡ですが、有効面積が372㎡ということで今回の申請となっています。

添付資料は、3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真を添付しています。8頁に被害防除計画書、9頁に配置図、10頁に平面図、11頁に立面図を添付しています。8頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.0m、最低0.5m。切土を行なう最高1.0m、最低0.5m。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として土留め工事を行なう。周辺農地と距離高低差があり、側溝を設置することで特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する高さ6.97m程度、周辺農地と距離高低差があり、特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。建築工事費等、資金調達は全額銀行借入金で、工期は3/1から7/31を予定しております。農地区分について、申請地は宅地や道路や原野、山林

及び農地（荒地を含む）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

18番 昨日推進委員と現地を確認いたしました。当該地区は新興住宅地のようになっており、航空写真でも分かるように周辺もほとんど休耕地となっております。申請者もこちらの出身で帰ってこられるのは良いことだと思います。申請地は勾配があり屋敷にするためには切り盛りが必要になりますが、敷地内での処理で周辺に耕作した農地はありませんので影響はないと判断いたします。また、排水についても雨水排水は自然流下ですが市道の側溝もありますし、汚水生活雑排水は下水道処理ですので何ら問題はないものと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第1号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第1号の2番について事務局より説明を求めます。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は12頁になります。所在が西海町丹納字西ノ又、の畑・計1筆・569㎡で利用状況は休耕地となっております。申請地の地番・使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は作業効率の向上のため倉庫（収穫品の保管・選別等での利用）が必要なためとなっております。権利種別は使用貸借権の「設定」となっております。鉄骨造ガルバニウム鋼板葺平屋建、倉庫・98.00㎡を建築する内容となっております。

 添付資料は、13頁から20頁までで、13頁に位置図、14頁に付近状況図、15頁に現況写真、16頁に字図、17頁に航空写真を

添付しています。18頁に被害防除計画書、19頁に配置図、11頁に平面図、立面図を添付しています。18頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。コンクリート舗装を行う。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として防護柵を設ける。現状のまま利用で被害の発生する恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する、高さ4.63m程度、北側は、幅員8mの道路であり被害の恐れはない。北側以外の農地については特段被害発生の恐れはないとなっています。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。建築工事費等、資金調達は全額自己資金で、工期は許可日から2ヶ月を予定しています。農地区分について、申請地は道路や原野及び農地（荒地を含む）に囲まれた農用地区域内の農地ですが平成31年1月7日に農用地の用途変更手続き（農業用施設用地）を行なった農地となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

14番 地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は基盤整備をした農地に隣接したところで、現在は休耕地となっております。基盤整備をした中の有志の方が近傍に倉庫を建てて収穫品の保管・選別等で利用することにより作業効率を向上したいということでした。南側に果樹園がありますが、反対の市道側に建設することで日照等に影響がないように被害防除もなされておりますので問題はないと思われれます。

議 長 ただ今議案第1号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第2号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは資料 2 1 頁をお願いします。議案第 2 号「非農地通知の対象とすることの決定について」説明をいたします。今回は 1 1 筆・6, 1 1 1 m²について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は 1 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

 物件 1 番から 1 1 番の 1 1 筆は大島町の物件で、資料は 2 2 頁から 3 9 頁です。申請者は佐世保市稲荷町にお住まいの方で、大島町に縁のある方です。

 2 2 頁に位置図、2 3・2 4 頁に付近近況図、2 5 から 2 7 頁に対象地の現況写真、2 8 から 3 3 頁に字図、3 5 から 3 9 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。申請地 1 番から 5 番、1 1 番については現地到達が困難な状況で、遠方からの現地確認と航空写真による確認を行っています。

 対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

1 8 番 推進委員と現地を確認しました。1 番から 5 番の田んぼですが、3 0 年来耕作されておらず、イノシシのヌタ場のようになっております。ほかのところも竹が繁ったり、雑木が繁ったりで到底、農地に戻すことは不可能と判断いたしました。よろしく御審議ください。

議 長 ただ今、議案第 2 号について説明がありました。
 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第 2 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 1 番から 1 1 番について非農地通知の対象とすることに決定いたし

ます。

議 長

以上で議案審議は終了しました。

次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局

それでは資料は40ページをお願いします。平成31年1月受付分の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町平原郷における側溝埋設の分となります。申請地は西彼町平原郷字樋ノ口の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。これまで登記地目「田」現況「畑」でイチゴ農園として利用している申請地に素掘りの側溝を設けていましたが、排水効率を高めることと法面保護のため、コンクリート製のU字溝を埋設する計画となっています。工期は平成31年2月1日から2月14日を予定しており、コンクリート製U字溝（U450）延長38mを敷設する。敷地として22.80㎡を予定しています。

関係資料は41頁から48頁までで、41頁に位置図、42頁に付近近況図、43頁に現況写真、44頁に字図、45頁に航空写真を添付しています。46頁に被害防除計画書、47頁に土地利用計画図（平面図）、48頁に縦断図、断面図をつけています。46頁にもどり申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として法面保護をする。被害防除の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、今回申請の側溝埋設工事については経営するいちごハウス内において素掘りの溝にU字溝を埋設し、排水効率を高めるために工事を行うもので、同園の周囲については3方が一段高い公衆用道路に面しており、またもう一方は河川に面しているため、周囲の農地に被害を生じさせる恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として、側溝の埋設工事のため被害の恐れがない。排水計画については雨水を水路放流、汚水・生活雑排水はなしとなっています。

次に、報告事項の「農用地使用貸借の合意解約について」を説明します。資料の49頁、報告事項・農用地使用貸借の合意解約について、下記のとおり農用地の使用貸借の合意解約に係る通知があったので報告する。となっています。今回は議案として農用地利用集積に関する案件がありませんでしたので、報告事項として報告するものです。通知者使用貸し人・使用借り人土地の所在・地番・地目及ぶ面積、使用貸借契約の内容、貸借の解約等の日、引渡しの時期、通知日につきましては記載のとおりで西海町横瀬郷字池の原の物件につきまして、面高地区県営水利施設等保全高度化事業に編入するため農地中間管理事業へ移行すると聞いています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　ただ今、農地転用許可不要案件届出について及び農用地使用貸借の合意解約について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございましたか。
《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 　以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成31年2月27日(水) 午後1時30分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター

これもちまして西海市農業委員会第1回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成31年1月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人